

文 教 厚 生 委 員 会 記 録
< 第 1 号 >

令和 5 年第 2 回 沖 繩 県 議 会 (6 月 定 例 会)

令和 5 年 6 月 13 日 (火 曜 日)

沖 繩 県 議 会

文教厚生委員会記録<第1号>

開会の日時

年月日 令和5年6月13日 火曜日
開 会 午前10時17分
散 会 午前11時7分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 令和5年3月24日に決定した参考人からの意見聴取の取扱いについて

出席委員

委員 長	末 松 文 信 君
副委員 長	石 原 朝 子 さん
委 員	小 渡 良太郎 君
委 員	新 垣 淑 豊 君
委 員	照 屋 大 河 君
委 員	比 嘉 京 子 さん
委 員	玉 城 ノブ子 さん
委 員	喜友名 智 子 さん
委 員	仲宗根 悟 君
委 員	上 原 章 君

委員外議員 なし

欠席委員

瀬 長 美佐雄 君

○末松文信委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

令和5年3月24日に決定した参考人からの意見聴取の取扱いについてを議題といたします。

ただいまの議題につきましては、去る3月24日に開催した本委員会において、令和4年陳情第48号の審査の参考とするため、県が設置した里親委託解除事案に関する調査委員会委員を参考人として招致することで決定されたものであります。

委員長としましては、秘密会の開催も含め参考人招致の取扱いについて検討してきたところでありますが、本日は、この間の経緯等を各委員に御説明するとともに、今後の取扱いについて御協議をお願いしたいと考えております。

それでは、3月24日以降の状況について御説明いたします。

まず、里親委託解除事案に関する調査委員会による令和4年1月5日の里親委託解除事案に関する調査報告書が、去る3月31日に、文教厚生委員に提供されております。

その後、参考人として招致する予定の同調査委員会委員長より文教厚生委員会委員長等宛て、4月6日付文書により、調査委員の発言に当たっての守秘義務の解除等について要望書の提出がありました。

このような状況を踏まえ、4月26日に本委員会の各会派代表による話合いの場を持ち意見交換を行いましたところ、今後の取扱いについては、調査委員が要望している守秘義務の解除に対する県の判断結果を踏まえた上で、最終的には委員会において確認をすることとなりました。

調査委員が要望している守秘義務の解除につきましては、去る6月7日に調査委員会を所管する特命推進課から「調査委員会設置要綱第5条により課している委員の守秘義務については、文教厚生委員会の審議が公開か非公開（秘密会）かに関わらず、個人情報保護の観点等により、解除することは適切ではないと考えております」との回答があり、同調査委員長の要望に対しその他の事項も含めて、別添のとおり回答したところです。

そこで本日は、その取扱いについて御協議をお願いします。

休憩いたします。

(休憩中に、参考人招致の取扱い等について協議)

○末松文信委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

先ほど休憩中に御協議したとおり、参考人招致については公開あるいは非公開で、今後の状況を見て判断をすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○末松文信委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

それからもう一点、参考人招致の前に特命推進課に対する参考人招致について、本委員会の日程中3日目に行うこととしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○末松文信委員長 御異議なしと認めます。

よって、そのように対応させていただきます。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 末 松 文 信